



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

- ・川崎市は、東西に細長く、東京湾の臨海部から多摩丘陵まで市域が広がり、それぞれの地域で特徴的な土地利用がなされており、地域の特性に応じた防災対策を進めていくことが重要です。
- ・南部地域においては、市街地の防火地域指定や再開発等による不燃化の促進、工場跡地の土地利用転換にあわせたオープンスペースの確保等により市街地の安全性の向上が課題です。
- ・北部地域においては、緑地や農地等の防災緑地の保全、計画的な市街化の促進等により、安全で住みやすいまちづくりが求められています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しており、市内河川においても、はん濫、溢水等の危険性が増大しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水の安全性向上を図ることが必要です。
- ・また、台風による高潮から浸水被害を防ぐために、防潮堤の機能維持が必要です。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

<公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。
- ・国の「基幹的広域防災拠点」として、広域的な防災拠点機能を持つ、親水性豊かな緑地として、東扇島東緑地の整備を進めます。

< 市民防災農地の確保 >

- ・ 優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

< 工場等跡地の防災的利用 >

- ・ 大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

緑化の推進

- ・ 幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

臨海部の安全性向上

- ・ 臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災の発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、土地利用転換に際して緑地及び不燃化施設の立地を促進する等、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

拠点地域等の整備

- ・ 本市の広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・ 新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを進めます。

既成市街地の災害予防対策

- ・ 緊急に改善すべき密集住宅市街地では、防災性の向上に向けて、老朽建築物等の建て替えの促進や地区改善の手法等の検討を住民と協働して取り組みます。
- ・ 密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

建築物の耐震・不燃化の促進

< 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・ 災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

< 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、地下街、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

河川の整備

- ・都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発により浸水被害が増加していることから、これらの水害から生活環境を守るため、計画的な河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水安全性の向上をめざします。県が管理し、市が工事する一級河川、市が管理・工事する準用河川、普通河川については、時間雨量 50 mm に対応できる整備を推進します。
- ・一級河川の鶴見川や矢上川は、「特定都市河川」に指定されていることから、河川管理者による「流域水害対策計画」が策定され、今後、治水安全度の向上を図るための整備が進められることから、これらと連携して総合治水対策を進めます。
- ・多摩川水系の五反田川下流の二ヶ領本川は、都市化が進み、家屋が集中した地域を流れており、河道拡幅による河川改修が困難なため、抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に地下トンネルで放流する五反田川放水路の整備を進めます。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地域住民が水に親しめる、洪水に強い安全な川づくりを進めます。
- ・多摩川沿川市街地の安全性を向上させるために、「多摩川沿川整備構想」に基づき、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地の改善に努めます。多摩川河口から第三京浜までを推奨区間、第三京浜から上流を候補区間として、市街地整備事業当にあわせて熟度の高まった地区における一体的整備を検討します。
- ・多摩川の洪水や地震時における活動拠点として、国による大師河原河川防災ステーションの整備と連携して、水防センターの設置を進めます。
- ・災害時における消火用水として河川水を利用するために、地域の実情に応じて河川防災施設の設置に努めます。

市街地の浸水対策

- ・河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、浸透機能を有する下水道や透水性・保水性のある舗装材を用いた道路舗装の検討などを進めます。
- ・都市化の進展に伴い、雨水の流出量が増大し、集中豪雨による浸水被害が増加傾向にあることから、雨水排水施設の整備を進めるとともに、雨水を一時的にためて時間差排水する雨水貯留管の整備や、江川・渋川のバイパス管の整備を進めます。
- ・総合的な治水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導により、降雨時に雨水が一気に下水や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・都市部における緊急的な浸水対策として、雨水貯留管や浸水対策施設、雨水幹線などの整備を推進し、都市型水害の防止に努めます。

港湾施設の整備

- ・台風によって引き起こされる高潮等の被害を軽減するために、内陸続きの海岸線に整備された防潮堤などの港湾施設は、港湾管理者の施設と民間企業の施設が一体となって機能していることから、この機能の保守や災害発生時の対策について、市と事業所が一体となった取組を進め

ます。

- ・災害時に避難、応急復旧の物資搬入の基地とするため、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、震災後における広域的な物流活動を確保し、背後地域の経済活動を支えるために、コンテナ岸壁の耐震化に努めます。

がけ崩れ等の土砂災害の防止

- ・がけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。
- ・区内の宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努め、危険宅地の解消に努めます。

(4) 都市施設の防災性の向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

2 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校及び南部防災センターを「地域防災拠点」として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

(2) 消防署の整備

- ・各消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

(3) 避難対策の確立

- ・川崎市では、被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、聾学校、看護短期大学及び南部防災センターを指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

）川崎市内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、御幸公園、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター、市民プラザ、橘処理センター、緑ヶ丘霊園、県立東高根森林公園、稲田公園、生田緑地、西菅公園、菅馬場公園、王禅寺ふるさと公園

(4) 避難路の安全性の確保

避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

■避難のイメージ



3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。